

改正案	現行
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項に規定する特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〜五十二 (略)</p> <p>五十三 設備規則第四十九条の二十九においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備</p> <p>五十四〜六十二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項に規定する特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〜五十二 (略)</p> <p>五十三 設備規則第四十九条の二十九においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備</p> <p>五十四〜六十二 (略)</p> <p>2 (略)</p>